

令和4年5月26日(木)
午前10時
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第20号 寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

議案第21号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第22号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について

議案第23号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

署名人

高須教育長

玉井委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月29日～5月26日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
4	29	金	市民体育大会 バレーボール 9人制の部	大会	市民体育館
5	7	土	市民体育大会 ゲートボールの 部	大会	友呂岐緑地
	8	日	市民体育大会 柔道の部	大会	市民体育館
			市民体育大会 ソフトボールの 部	大会	寝屋川公園他
	9	月	校長役員会	5月校長会案件について	総合教育研修センター
			市民体育大会 バレーボール 家庭人の部	大会	市民体育館
	10	火	市民体育大会 グラウンド・ゴ ルフの部	大会	打上治水緑地
	12	木	全国都市教育長協議会	定期総会、研究大会	山口市KDDI維新ホール
			第72回北河内地区総合体育大会 総合開会式	大会	市民会館 小ホール
	13	金	全国都市教育長協議会	定期総会、研究大会	山口市KDDI維新ホール
	15	日	市民体育大会 バドミントンの 部	大会	市民体育館
	16	月	5月市議会臨時会（第1日）	委員会付託、委員長報告、役員改 選	市議会議場
			予算決算常任委員会（文教生活 分科会）	質疑（歳出）	議会棟5階 第2委員会室
			予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	市議会議場
	17	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	18	水	5月市議会臨時会（第2日）	役員改選	市議会議場
	19	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議 室
	22	日	市民体育大会 卓球の部	大会	市民体育館
			市民体育大会 軟式野球の部	大会	南寝屋川公園
	25	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	木	教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

5月・6月教育委員会行事計画書

(5月27日～6月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	28	土	市政感謝会	式典	市民会館
	29	日	市民体育大会 インディアカ 女子の部・男子の部	大会	池の里市民交流センター
6	1	水	令和4年度第1回社会教育委員 会議	委嘱状交付式、令和4年度社会教 育部事業計画について、その他	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	2	木	校長役員会	6月校長会案件について	総合教育研修センター
	3	金	6月市議会臨時会(予定)		市議会議場
	5	日	市民体育大会 ソフトテニスの 部	大会	南寝屋川公園
	7	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	11	日	市民体育大会 陸上競技の部	大会	枚方市立陸上競技場
	13	月	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	16	木	6月市議会定例会(第1日)	付託事件即決、委員会付託	市議会議場
	19	日	市民体育大会 少林寺拳法の部	大会	市民体育館
	21	火	文教生活常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会(分科会)	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟4階 第1委員会室
	22	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	27	月	予算決算常任委員会(全体会)	討論、採決	市議会議場
	28	火	6月市議会定例会(第2日)	一般質問	市議会議場
	29	水	6月市議会定例会(第3日)	一般質問	市議会議場
	30	木	6月市議会定例会(第4日)	一般質問	市議会議場

議案第20号

寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年5月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市教育委員会会議において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、教育長及び委員が出席する場合について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に定める出席として取り扱うものとするため。

寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会会議規則（昭和31年寝屋川市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(会議への出席等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育長及び委員は、前条第1項の規定による通知により指定された日時及び場所に参集しなければならない。ただし、教育長が必要があると認めるときは、教育長及び委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、会議に出席することができる。

第5条第2項中「招集に応ずる」を「会議に出席する」に改める。

第11条第3項中「第7条第1項ただし書」を「第6条第1項ただし書」に、「出席委員」を「出席した教育長及び委員」に改め、同条第4項中「議案に対して」を「教育長及び委員のうち議案に対して」に、「委員」を「者」に、「をふまないで」を「によらないで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市教育委員会会議規則

改 正 案	現 行
第1条～第4条 (略) (会議への出席等) 第5条 教育長及び委員は、<u>前条第1項の規定による通知により指定された日時及び場所に参加しなければならない。ただし、教育長が必要があると認めるときは、教育長及び委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、会議に出席することができる。</u> 2 委員は、<u>会議に出席することができないときは、その理由を付して会議の開会までに教育長に届け出なければならない。</u> 3 (略) 第6条～第10条 (略) (採決) 第11条 (略) 2 (略) 3 会議の議事は、<u>第6条第1項ただし書の発議に係るものを除き、出席した教育長及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は、教育長の決するところによる。</u> 4 教育長は、<u>教育長及び委員のうち議案に対して異議を唱える者</u>がないときは、採決の手續によらないで全会一致をもつて可決したものと認め、その旨を宣告することができる。 第12条～第19条 (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	第1条～第4条 (略) (委員の会議出席の義務) 第5条 委員は、<u>招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参加し、教育長にその旨通知しなければならない。</u> 2 委員は、<u>招集に応ずる</u> ことができないときは、その理由を付して会議の開会までに教育長に届け出なければならない。 3 (略) 第6条～第10条 (略) (採決) 第11条 (略) 2 (略) 3 会議の議事は、<u>第7条第1項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員</u> の過半数で決し、可否同数の場合は、教育長の決するところによる。 4 教育長は、<u>議案に対して異議を唱える委員</u>がないときは、採決の手續をふまないで全会一致をもつて可決したものと認め、その旨を宣告することができる。 第12条～第19条 (略)

議案第21号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年5月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

大阪府において職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、勤務時間の割振りについて規定する業務が追加されたこと及び不妊治療休暇が廃止されたことに伴い、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年寝屋川市教育委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「引率業務」を「引率業務等」に改め、同条中「業務」の次に「及び条例第 11 条に規定する業務」を加える。

第 5 条中「、第 18 条（不妊治療休暇）及び第 19 条（臨時的任用職員の休暇）」を「及び第 18 条（臨時的任用職員の休暇）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行
第1条～第2条（略） （宿泊を伴う学校行事の <u>引率業務等</u> を行う職員の勤務時間の割振り）	第1条～第2条（略） （宿泊を伴う学校行事の <u>引率業務</u> を行う職員の勤務時間の割振り）
第3条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務及び条例第11条に規定する業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。	第3条 宿泊を伴う学校行事において児童又は生徒を引率する業務_____を行う職員の勤務時間の割振りについては、前条の規定にかかわらず、校長は、大阪府教育委員会が定める基準に従い、別に定めることができる。
第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）_____ <u>及び第18条（臨時的任用職員の休暇）</u> の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。	第5条 条例第4条（週休日の振替等）、第6条（時間外勤務）、第7条（宿日直勤務）及び第10条（休日の代休日）の規定により市町村教育委員会が行うことができるとされている事項並びに条例第13条（年次休暇）、第14条（病気休暇）、第15条（特別休暇）、第16条（介護休暇）、第16条の2（介護時間）、第17条（子育て部分休暇）、 <u>第18条（不妊治療休暇）</u> <u>及び第19条（臨時的任用職員の休暇）</u> の規定による職員の休暇の処理については、校長が、これを行う。
第6条（略） 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	第6条（略）

議案第22号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市社会教育委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年5月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴い、新委員の委嘱を行うため。

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

1 委嘱委員数

15名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条)		氏名	経歴等
第1号	学校教育関係者（2人）	柴田 直樹	市立桜小学校 校長
		田井 秀夫	市立第五中学校 校長
第2号	社会教育関係者（7人）	新井 美賀	市立校園PTA協議会会長
		山田 隆	市文化連盟会長
		池田 隆司	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟会長
		乾 栄嗣	市青少年指導員会会長
		山田 瑞穂	大阪府立中央図書館協力振興課長
		神原 雅男	一般社団法人 寝屋川青年会議所副理事長
		葛城 裕也	市スポーツ推進委員会会長
第3号	家庭教育活動者（2人）	春日 ちづる	市家庭教育サポーター
		堀 牧子	市家庭教育サポーター
第4号	学識経験者（4人）	小野 隆	学識経験者
		金田 啓稔	学識経験者
		西野 和典	学識経験者
		森本 友紀	学識経験者

3 任期

令和4年6月1日から令和6年5月31日まで

議案第23号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年5月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員(若林勲氏)の解嘱に伴い、新委員を委嘱するため。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

1 委嘱委員数

学校関係者 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営 委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第3号	学校関係者	清水 真弓	寝屋川市立楠根小学校 校長

3 任期

前任者の残任期間

(委嘱日から令和5年12月24日まで)